

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	被保険者証の交付		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第9条第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 国民健康保険法第9条第2項 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。		
審査基準設定年月日	平成6年10月 1日	審査基準最終変更年月日	平成6年10月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 即日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	令和6年 3月19日	標準処理期間最終変更年月日	令和6年 3月19日
所管部署	健康福祉部 国保年金課		
備考	標準処理期間は窓口交付の場合に限る。		

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。